

議第63号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第13項中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

第 2 条中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 2 項第 1 号中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「，第 3 号及び第 4 号」を「及び第 3 号」に改め，「及び第27条第 1 項第 3 号」を削り，同条第 2 項中「，第 3 号及び第 4 号」を「及び第 3 号」に改める。

第 7 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 5 号」に改め，同条第 4 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

別表第 2 第 2 条第 3 号に掲げる事業の項及び第 2 条第 4 号に掲げる事業の項を次のように改める。

第 2 条第 3 号に掲げる事業	療育センター以外	50人（難聴児を対象とする児童発達支援を行う場合にあっては，30人）
	療 育 セ ン タ ー	40

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

情緒障害児短期治療施設としての事業を廃止する必要があるので提案する。